

いざというときのために

防災

● 地震発生！ そのときは ●

▶揺れを感じたら

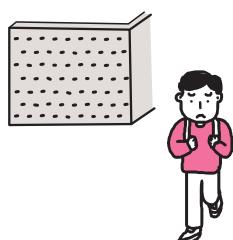
自宅等の建物内にいるとき

- 丈夫なテーブルや机の下で身を伏せる
- 座布団やクッションなどで頭を守る
- 玄関や窓を開けて出口を確保する
- 揺れが収まってからすべての火を消す
- 慌てて外に飛び出さない



屋外にいるとき

- ブロック塀や自動販売機など、転倒の危険がある物のそばから離れる
- 窓ガラスや看板、壁タイルの落下などに注意し、頭をかばんなどで保護する
- 店舗では係員の指示に従う



▶揺れが収まったら

- 家族や近所の人の安否を確認する(近くにいない場合は災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板などを活用)
- 正しい情報を入手する(テレビ、ラジオ、防災行政無線など)
※防災行政無線の放送内容は **TEL 0800-8000-744(フリーダイヤル)** で確認できます。
- 避難するときはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る
- 海岸や海に近い地域にいるときは、津波情報に注意する

▶誰かの手助けができるときは

自主防災組織(自治会・町内会)の集合場所に集まる。



〈広告〉



地元密着！張替専門店



の張替ならお任せください！

△チェックがついた方！／
まずはお電話を！

お見積り・出張費無料！

△ふすまが古くて、シミもあるから取り替えたい

△障子の張り替え自分でやるのは大変なんだよね…

△畳がボロボロで新しくしたい



朝霞根岸台店 営業時間 9:00～18:00 土曜・日曜・祝日も受付

【大サイズ
〔縦約180cm・横約90cm〕 1枚 1,650円(税抜1,500円～)】

0120-586-817 朝霞市根岸台3-13-19

戸田店 営業時間 9:00～18:00 土曜・日曜・祝日も受付

0120-897-135 戸田市笹目4-20-25-102



私達が直接
お伺いします！
ご安心ください



● 河川氾濫や土砂災害からの避難と備え ●



▶ 事前に情報を確認しておきましょう

自分のお住まいの場所やよく行く場所などが浸水や土砂災害のおそれがある場所なのか、ハザードマップなどを参考に事前に確認しておきましょう。

大雨時、浸水や土砂災害のおそれがない場所にいるときは、不要不急の外出は避けましょう。

水害ハザードマップ

荒川、入間川、新河岸川流域（黒目川含む）のいずれかが氾濫した場合に発生する、最大浸水予想をマップにしたもの



土砂災害ハザードマップ

土砂災害の種類、避難の目安となる情報の入手や日頃の備えについての啓発記事、地区ごとの土砂災害警戒区域や付近の避難場所など



▶ 洪水などのおそれがあるときの避難情報の発表に伴う避難行動の目安

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報（避難情報等）	発令（発表）主体
警戒レベル5 ※	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	市
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難！ ~~~~			
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示	市
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	市
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	洪水注意報 大雨注意報	気象庁
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報	気象庁

※警戒レベル5は、市が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

※一般的な大雨や台風は、事前に避難対策が行えますが、ゲリラ豪雨（局地的大雨）や竜巻は、発生場所や時間の特定が難しく、避難情報の発表が困難です。

身の危険を感じたら、避難情報の発表によらずとも避難を開始しましょう。

**災害時緊急連絡先**

**火事・救急・救助**

**119番**  
局番なし

**事件・事故**

**110番**  
局番なし

**海の事件・事故**

**118番**  
局番なし

地震の揺れを感じたら…

緊急地震速報がなくても

あわてず、まず身の安全を!!

注 緊急地震速報を見聞きしてから  
強い揺れがくるまでの時間は数  
十秒しかありません

家庭では…

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- 無理に火を消そうとしない



このほか、普段から、家屋の耐震化や家具の固定など、地震に備えておきましょう。

自動車運転中は…

- あわててスピードを落とさない
- ハザードランプを点灯し、周りの車に注意を促す
- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度を落とす



出典元：内閣官房ホームページ「もしも災害が起こったら…」より内容を抜粋し、編集・作成

## ● 地域防災ネットワーク ●

## ▶ 地域防災ネットワークとは

大規模な災害が起ったときには、初期消火、救出救助、応急手当、配慮を要する方の安否確認や避難誘導等の支援、避難所運営など活動が多岐にわたることから、市民一人ひとりや地域全体が協力して対応することが重要です。

日頃から「地域の個人や団体が顔の見える関係づくり」を築いておくことで、災害時における活動が強化され、被害を最小限に抑えることができます。



## ▶ 自助・共助・公助の連携

## 自助(自分や家族の身体・生命を自分で守ること)

- ・住宅の耐震化
- ・食料や非常用物資の家庭内備蓄
- ・被災時における連絡手段の確保



## 公助(市や県、消防、警察等による救助・支援活動)

- ・防災対策の検討、整備
- ・地域防災ネットワークの構築支援
- ・災害時の道路復旧等の応急対策など
- ・災害時の関係機関への迅速な救助、支援要請



## 共助(地域や近隣の人々が互いに協力しあいながら活動すること)



- ・地域防災の担い手となる団体、個人や地域防災活動の支援団体との連携
- ・地域の防災訓練や研修会の実施
- ・災害時の初期消火活動、救出救助、応急手当、配慮を要する方の安否確認や避難誘導等の支援、避難所運営



## ● 地域防災の担い手

自主防災組織(自治会・町内会)、地域防災アドバイザー、民生委員児童委員、消防団など

## ● 地域防災活動の支援団体

朝霞市商工会(建設部会)、朝霞アマチュア無線クラブ、各地域にある企業、事業所など

## 自主防災組織への支援

## ● 地域自主防災活動等事業費補助金

防災訓練や防災マップ、防災マニュアルなどの作成、備蓄食料、自主防災資機材整備に関する費用の一部を補助します。

## ● 消火器設置詰替等事業費補助金

まちかど消火器および格納箱の新設、交換などに関する費用の一部を補助します。



いざからの心がけで

## いざ！ というときも安心

主に災害時に使用する「**非常食**」だけでなく、日常に使用し、災害時に使えるものを「**ローリングストック**」としてバランスよく備えることが大事です。また、外出中に災害が発生することを考えて、普段から持ち歩く飲料水やチョコレートなどの「**持ち歩き用品**」も備えておきましょう。



## 備蓄食品を上手に選ぼう

- 家庭にある食品をチェック



- 栄養バランスを考え、家族の人数や好みに応じた備蓄内容・量を決定

- 賞味期限が切れる前に消費し、消費したものは買い足す



**注** 災害直後は炭水化物ばかりになります。エネルギー源となる炭水化物はとても重要ですが、栄養バランスを考慮しないと、体調不良や病気になる可能性があります。そんな時役立つのは、缶詰。魚介の缶詰や、コンビーフなど、長期保存ができるうえ、手軽にたんぱく質をとることができるのでおすすめです。



## ● 情報収集 ●

## ▶防災啓発冊子「あさか防災」

小学校区ごとのマップに災害時に役立つ施設を掲載しました。日頃からの自宅や地域での備え、自治会等の防災訓練等の際にお役立てください。



## ▶防災情報の入手 ※市ホームページやメール配信サービスなどは P.8をご覧ください。

## 気象庁

台風・大雨・土砂災害・竜巻に関する情報



## Yahoo!防災速報

朝霞市の緊急情報



## 国土交通省 川の防災情報

全国の河川の雨量や水位などの情報



## 国土交通省 荒川上流河川事務所

川の状況のリアルタイム映像



## 埼玉県 防災情報メール

気象警報や地震などの防災情報を配信  
(登録制)



## 埼玉県 川の防災情報メール

県内河川の災害情報などを配信  
(登録制)



## Column

## 株式会社丸沼倉庫と「災害時における救援物資(トイレトレーラー)の供給に関する協定」を締結しました!

協定内容に基づき、災害時などで市が使用できることになりました。

## トイレトレーラー仕様等

トイレ室数▶3室(うち1室は、電動リフト等車いす対応)

トイレ給水方法▶ホースによるタンクへの給水、直接各室への給水

汚物排水方法▶便座からのバキューム、専用ホースによる下水落下

利用回数▶条件にもよるが1,200~1,500回



デザイン:入江明日香氏



## ● 災害時の指定避難場所等 ●



### ▶ 避難場所等一覧

No.	名 称	所在地	緊急避難場所			避 難 所
			地 震	洪 水	土 砂	
1	朝霞第一小学校 (地域防災拠点)	膝折町4-11-7	●	●	●	●
2	朝霞第二小学校 (地域防災拠点)	岡3-16-13	●	●	●	●
3	朝霞第三小学校 (地域防災拠点)	大字浜崎230	●	×	●	●
4	朝霞第四小学校 (地域防災拠点)	幸町1-6-9	●	●	●	●
5	朝霞第五小学校 (地域防災拠点)	泉水3-16-1	●	●	●	●
6	朝霞第六小学校 (地域防災拠点)	本町1-25-1	●	●	●	●
7	朝霞第七小学校 (地域防災拠点)	北原2-6-1	●	●	●	●
8	朝霞第八小学校 (地域防災拠点)	栄町5-1-41	●	●	●	●
9	朝霞第九小学校 (地域防災拠点)	大字台295	●	×	●	●
10	朝霞第十小学校 (地域防災拠点)	大字溝沼828-1	●	×	●	●
11	朝霞第一中学校	大字膝折2-31	●	●	●	●
12	朝霞第二中学校	大字岡199	●	×	●	●
13	朝霞第三中学校	大字溝沼1043-1	●	×	●	●
14	朝霞第四中学校	栄町5-1-60	●	●	●	●
15	朝霞第五中学校	大字宮戸1580	●	×	●	●
16	浜崎保育園	大字浜崎662-1	●	×	●	×
17	東朝霞保育園	根岸台1-5-27	●	●	●	×
18	溝沼保育園	溝沼7-13-11	●	×	●	×
19	本町保育園	本町1-20-4	●	●	●	×
20	根岸台保育園	根岸台8-2-41	●	●	●	×
21	北朝霞保育園	朝志ヶ丘1-3-26	●	●	●	×

No.	名 称	所在地	緊急避難場所			避 難 所
			地 震	洪 水	土 砂	
22	栄町保育園	栄町1-5-43	●	●	●	×
23	泉水保育園	泉水2-12-11	●	●	●	×
24	さくら保育園	大字溝沼435-1	●	×	●	×
25	宮戸保育園	宮戸4-6-2	●	●	●	×
26	仲町保育園	仲町2-4-31	●	●	●	×
27	南朝霞公民館	溝沼1-5-24	●	●	●	●
28	北朝霞公民館	朝志ヶ丘1-4-1	●	●	●	●
29	東朝霞公民館	根岸台6-8-45	●	●	●	●
30	内間木公民館	田島2-18-47	●	注1	●	●
31	西朝霞公民館	膝折町4-19-1	●	●	×	●
32	弁財市民センター	西弁財2-2-3	●	●	●	●
33	朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘3-8-16	●	●	●	●
34	宮戸市民センター	宮戸1-2-60	●	●	●	●
35	栄町市民センター	栄町4-4-26	●	●	●	●
36	仲町市民センター	仲町1-2-16	●	●	●	●
37	溝沼市民センター	大字溝沼1057-3	●	×	●	●
38	根岸台市民センター	根岸台2-15-12	●	●	●	●
39	膝折市民センター	膝折町1-7-40	●	●	●	●
40	青葉台公園	大字膝折2-30	注2	注2	注2	×
41	県立朝霞高等学校	幸町3-13-65	●	●	●	●
42	東洋大学朝霞 キャンパス(体育館)	大字岡48-1	●	×	●	●

※ × は使用不可を表します。

(注1)は市が必要と判断した場合、開設します。

(注2)は空地部分を避難スペースとします。

### Column

#### 災害に備えています!

消防団第6分団の詰所の改装や、避難所開設訓練を行うなど、「朝霞市地域防災計画」に基づいて、防災設備の整備や、訓練を実施し、「もしも」の事態に備えています。



令和5年に新しくなった  
消防団第6分団の詰所



避難所開設訓練の様子

## ▶避難場所等MAP



いざというときのために



## 防犯

## ▶防犯のまちづくりに参加しましょう

日常生活の中で起きている、ひったくりや自転車盗難、空き巣などの犯罪を防ぐためには、一人ひとりの防犯意識を高めることが大切です。防犯意識を個人から地域へ広げ、ご近所同士の連携で、犯罪を起こさせないまちをつくりましょう。

## ▶わがまち防犯隊

自主防犯パトロール団体を「朝霞わがまち防犯隊」として認定しています。



## ▶防犯活動への支援

## ●防犯灯LED化促進事業費補助金

自治会等が維持管理する既設の防犯灯(蛍光灯など)をLED防犯灯に交換する費用の一部を補助します。

## ●防犯灯設置工事費補助金

自治会等が防犯灯を新規に設置する費用の一部を補助します。

## ●防犯灯維持管理費補助金

自治会等が所有する防犯灯の維持管理費用の一部を補助します。

## ●防犯活動推進補助金

自主防犯団体の活動事業に対して、費用の一部を補助します。

## ●防犯カメラ設置工事費補助金

自治会等の防犯カメラ設置工事に対して、費用の一部を補助します。



&lt;広告&gt;



## 株式会社 新日警備保障

地域の安全をお守りします

オンラインシステム警備  
ホームセキュリティ企業等の警備業務  
施設警備・雑踏警備・交通誘導人材派遣サービス  
受託管理業

0120-137-851

<http://www.shinnichi-sg.com>

■志木市本町6-6-14 ■TEL.048-471-3026(代)

■免許／埼玉県公安委員会認定55号 労働大臣許可般-11-11-0003 一般貨物自動車運送事業

## 交通事故

問 保険年金課 TEL 463-0283  
463-1928▶交通事故と国民健康保険・  
後期高齢者医療保険

交通事故など、第三者から傷害を受けた場合、その治療費は加害者が支払うのが原則です。国民健康保険、後期高齢者医療保険を使う場合は必ず届け出てください。



## 救急・火災

## ▶休日・夜間等の救急医療体制

市民の健康と生命を守るために、朝霞市を含めた朝霞地区4市では、次のような救急医療体制を整備しています。

## ●病院案内 (問) 埼玉県南西部消防局指令統括課 TEL 460-0123

急な病気やけがなどで、救急車を要請するほどではないときなどにご利用ください。埼玉県南西部消防局火災・病院案内『461-8181』にダイヤルし、メッセージに従って希望科目の番号を押すと、受診可能な近隣の病院名と電話番号をお知らせします。

※119番は緊急電話のため、病院案内などのお問い合わせはご遠慮ください。

## ●埼玉県救急電話相談

急な病気やけがに関して、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が24時間365日ご相談に応じます。

TEL #7119

TEL 048-824-4199 (IP電話・PHS・ダイヤル回線)

## ●救急救命センター

地域の医療機関で対応できない重篤な救急患者に、24時間体制で県内8か所の指定病院が対応します。

## ●在宅当番医制

外来治療で済むような軽症の救急患者を対象に、日曜日、祝日の午前10時から午後4時まで対応します(当番医は広報あさか、市ホームページに掲載)。

明瞭な料金で、遺族と故人の想いをカタチにする葬儀社  
さくら商事株式会社

送る人の想いをカタチに  
葬儀・斎場

自社斎場24時間利用可  
家族葬・市民葬(朝霞・志木  
新座・和光)

見積・相談無料  
048-463-8640

朝霞市溝沼6-15-4

## ▶119番のかけ方

## ●救急の場合

- ・住所、特に交通事故の場合などは道路の名称や交差点の名称など
  - ・急病かケガなのか
  - ・通報者の氏名・電話番号
- ※状況によって、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などについて、より詳しく尋ねる場合があります。



## ●火災の場合

- ・住所、近くに目標物があればその名称
  - ・何が燃えているか具体的に
  - ・逃げ遅れた人の有無
  - ・通報者の氏名・電話番号
- ※正しくはっきり知らせましょう。



## ▶り災証明書

〔問〕朝霞消防署消防課 **TEL 463-1190**

火災で被災された方が、「り災証明書」の発行を希望される場合は、担当までお問い合わせください。

## ▶災害見舞金

〔問〕福祉相談課 **TEL 463-1594**

火災や自然災害により被害を受けた被災者またはその遺族に、災害見舞金等が支給されます。

① 住家の全焼・全壊・流失	1世帯につき 100,000円
② 住家の半焼・半壊	1世帯につき 60,000円
③ 住家の床上浸水	1世帯につき 50,000円
④ 延焼防止活動により、一時的に その住家に居住することができなくなった場合	1世帯につき 30,000円
⑤ 死亡	1人につき 100,000円
⑥ 負傷(全治1か月以上の場合)	1人につき 60,000円

※住民基本台帳に記載されている方が対象となります。

※単身世帯の場合、①～④の被害のときは半額が支給されます。

## ▶火災時宿泊費助成制度

〔問〕福祉相談課 **TEL 463-1594**

火災により被害を受けた住家に居住しており、親族、知人宅等に一時的に避難することができない方に対して、市が指定した宿泊施設の宿泊費2泊分を限度に助成します。

## ▶テレホンガイド(火災・病院案内)

埼玉県南西部消防局では、管内で発生している火災や休日・夜間の医療機関(管内および近隣)の診療状況を音声ガイダンスにより案内しています。下記の番号にダイヤルし、メッセージに従って番号を押してください。病院名と電話番号を音声でお知らせしますので、直接病院に電話連絡のうえ、受診してください。

※119番は緊急電話のため、病院案内などのお問い合わせはご遠慮ください。

**TEL 461-8181**

1 火災案内、2 病院案内(内科)、3 病院案内(外科)、4 病院案内(小児科)、5 その他の診療科目(消防職員が直接対応)

## 不幸があつたら

死亡診断書を医師に記入していただき、葬儀社や僧侶と通夜、葬儀の打ち合わせを行うことなどがあります。

悲しいことですが、心を落ちさせて手順よく事を運びましょう。

## ▶市民葬制度

〔問〕総合窓口課 **TEL 463-2609**

亡くなられた方に礼を尽くし、市が定めた仕様により心のこもった葬儀を行うことができる制度で、葬儀費用の一部について、市が直接葬儀社に支払う形で負担します。

ただし、葬儀実施前に制度利用の申請書を提出のうえ、市指定委託葬儀社を利用した場合に限ります。

**利用できる方** ▶亡くなられた方あるいは葬儀を行う方の住民登録が朝霞市にあること

**利用申し込み** ▶総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所に「市民葬申請書」を提出すると、市から許可書が交付されますので、市指定委託葬儀社に提出してください。

## ▶死亡届の提出(埋火葬許可証の交付)

〔問〕総合窓口課 **TEL 463-2617**

死亡届を提出したとき(P.36の戸籍に関する届け出「死亡したときは」参照)に、火葬する際に必要な「死体埋火葬許可証」を交付します。

## ●死体埋火葬許可証の交付時間および交付場所一覧

区分	午前8時30分～ 午後5時15分	午後5時15分～ 9時15分	午後9時15分～ 翌日の午前8時30分
平日	朝霞市役所 内間木支所 朝霞台出張所 朝霞駅前出張所	朝霞市役所 警備員室	※2
土・日曜日	土曜日(※1) 朝霞台出張所 日曜日(※1) 朝霞駅前出張所		
土・日曜日 以外の 祝日、年末年始	朝霞市役所警備員室 (午前8時30分～午後9時15分)		※2

(※1)各出張所については、P.11をご参照ください。

(※2)午後9時15分以降の埋火葬許可証の交付は、連絡を受けた職員が市役所警備員室に来て手続きを行いますので、お時間をいただくことになります。

## ▶斎場

〔所〕大字溝沼1259-1 **TEL 460-0055**

市民の皆さんに安心して葬儀・法要を行っていただける施設です。宗派を問わずに利用いただける式場・和室・祭壇・安置室などを設けています。

**休場日** ▶1月1日～3日(ただし、臨時休場があります)

**利用の申し込み** ▶葬儀(通夜、告別式)、法事などで利用する場合は、直接斎場にお申し込みください。また、法事などについては、利用を希望する日の属する月を含めて4か月前から受け付けます(ただし、市外の方は利用を希望する日の属する月を含めて3か月前から受け付けます)。